

国民年金保険料の 免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の追納をお勧めします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば遡って古い月分から納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

- 一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- 「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が「法定免除・申請免除期間」より古い（先に経過した）月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が優先します。
- 「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。
- 「若年者納付猶予・学生納付特例期間」の中では、先に経過した月分から納めることになります。
- 「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることになります。

※追納のお申込み・ご相談は下記までお願いします。

◎問い合わせ先

留萌年金事務所 ☎ 43-7211

北海道立旭川高等技術専門学院 平成27年度訓練生募集のお知らせ

◆募集科目 システム制御技術科・自動車整備科・印刷デザイン科・色彩デザイン科・建築技術科・造形デザイン科

◆訓練期間 平成27年4月から平成29年3月まで

◆応募資格

【推薦】平成27年3月に高等学校を卒業見込の方

【一般】高校を卒業した方（平成27年3月卒業見込を含む）もしくは、これと同等以上の学力を有すると認められる方

◆募集期間

【推薦】11月1日（土）から11月15日（土）まで

【一般】11月16日（日）から12月5日（金）まで

◆選考日

【推薦】11月20日（木）

【一般】12月10日（水）

◎問い合わせ先

北海道立旭川高等技術専門学院

☎ 0166-65-6667

安全と環境保全是 クルマの点検整備が必要です

◆自動車点検整備推進運動実施中◆

（強化月間 平成26年9・10月の2か月間）

「ねえ、知ってる？クルマに乗る人は、点検整備しないとイケないんだって」

～安全と環境保全是クルマの点検整備が必要です～

◆日常点検…日頃、自動車を使用している中で、走行距離や運行状況などから判断し、適切な時期に点検を行うことが必要です。チェックしてみましょう。

◆定期点検…定期点検は、安全確保・環境保護の観点から、自家用自動車については、1年ごとに実施しなければなりません。

◎問い合わせ先

北海道運輸局旭川運輸支局検査整備保安部門

☎ 0166-51-5363



交通事故からあなたの未来を守る 自賠責保険・自賠責共済

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、平成25年の事故発生件数は約63万件、死傷者数は約79万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイク1台ごとに加入が義務づけられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人一人が、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

◆自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です。

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており、自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですのでご注意ください。

◎問い合わせ先

北海道運輸局旭川運輸支局 ☎ 0166-51-5272